

熊本県公報

第 1 2 2 7 6 号
平成 25 年 12 月 20 日 (金)
(毎週 火・金発行)

目 次

告 示

- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 1
- 指定居宅サービス事業者の指定の更新…………… (//) 1
- 指定介護予防サービス事業者の指定の更新…………… (//) 2
- 指定居宅介護支援事業者の指定の更新…………… (//) 2
- 保安林の指定に関する予定…………… (森林保全課) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (高齢者支援課) 3
- 指定介護予防サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定居宅サービス事業者の指定…………… (//) 3
- 指定介護予防サービス事業者…………… (//) 4
- 熊本県少年保護育成条例に基づく有害興行の指定…………… (くらしの安全推進課) 4

公 告

- 大規模小売店舗立地法に基づく新設届出に対する市町村からの意見…………… (商工振興金融課) 4
- 国土調査成果の認証…………… (農地整備課) 5
- 公共測量の実施…………… (監理課) 5
- 公共測量の実施…………… (//) 5
- 特定調達契約に係る契約相手方の決定…………… (広報課) 5
- 熊本都市計画地区計画の決定 (菊陽町決定)…………… (都市計画課) 6

告 示

熊本県告示第 1 1 2 3 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社やつぎ	訪問介護事業所 ハッピーやちわ	八代市古閑中町 2 2 6 4 番地 1 (E 1 0 1)	平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日	訪問介護

熊本県告示第 1 1 2 4 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。
平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社やつぎ	訪問介護事業所 ハッピーやちわ	八代市古閑中町 2 2 6 4 番地 1 (E 1 0 1)	平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日	介護予防訪問 介護

熊本県告示第 1 1 2 5 号
介護保険法 (平成 9 年法律第 1 2 3 号) 第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービス種類
株式会社サンコーライフサポート	訪問介護事業所 元気な家	合志市須屋 1 6 5 番地 5	平成 2 6 年 2 月 1 日	訪問介護
上益城農業協同組合	大地	上益城郡山都町 下馬尾 2 9 9 - 1	平成 2 6 年 1 月 2 1 日	通所介護
医療法人 幸翔会	彩雲苑 訪問リハビリテーション	上益城郡山都町 北中島 2 7 0 1 番地	平成 2 6 年 3 月 1 日	訪問リハビリテーション
株式会社ひかり企画	訪問介護ステーションよろこび	上益城郡嘉島町 下六嘉 3 2 2 0 - 2	平成 2 6 年 3 月 1 日	訪問介護
蓮華株式会社	れんげそう訪問介護	天草市船之尾町 7 番 3 号	平成 2 6 年 1 月 1 5 日	訪問介護
株式会社創健	宇土・千の郷	宇土市栗崎町 8 0 1 番地 2	平成 2 6 年 1 月 2 3 日	訪問介護

熊本県告示第 1 1 2 6 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービス種類
株式会社サンコーライフサポート	訪問介護事業所 元気な家	合志市須屋 1 6 5 番地 5	平成 2 6 年 2 月 1 日	介護予防訪問介護
上益城農業協同組合	大地	上益城郡山都町 下馬尾 2 9 9 - 1	平成 2 6 年 1 月 2 1 日	介護予防通所介護
医療法人 幸翔会	彩雲苑 訪問リハビリテーション	上益城郡山都町 北中島 2 7 0 1 番地	平成 2 6 年 3 月 1 日	介護予防訪問リハビリテーション
株式会社ひかり企画	訪問介護ステーションよろこび	上益城郡嘉島町 下六嘉 3 2 2 0 - 2	平成 2 6 年 3 月 1 日	介護予防訪問介護
蓮華株式会社	れんげそう訪問介護	天草市船之尾町 7 番 3 号	平成 2 6 年 1 月 1 5 日	介護予防訪問介護
株式会社創健	宇土・千の郷	宇土市栗崎町 8 0 1 番地 2	平成 2 6 年 1 月 2 3 日	介護予防訪問介護

熊本県告示第 1 1 2 7 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 6 条第 1 項の規定により指定居宅介護支援事業者として次のとおり指定したので、同法第 8 5 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定更新年月日	サービス種類
------------	--------	---------	---------	--------

株式会社創健	宇土・千の郷	宇土市栗崎町 8 0 1 番地 2	平成 2 6 年 1 月 2 3 日	居宅介護支援
株式会社ケアマ ネジメント研究 所	スマイル	人吉市鬼木町 9 3 6 番地 2	平成 2 6 年 2 月 1 5 日	居宅介護支援
特定非営利活動 法人ひと・学び 支援センター熊 本	居宅介護支援事 業所天の附	天草市亀場町亀 川 7 5 1 - 2 6	平成 2 6 年 3 月 2 1 日	居宅介護支援

熊本県告示第 1 1 2 8 号

次の森林を保安林予定森林にするので、森林法（昭和 2 6 年法律第 2 4 9 号）第 3 0 条の 2 の規定により告示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 1 保安林予定森林の所在場所 熊本県上天草市松島町今泉字岩崎 2 1 9 7 番 1、2 1 9 7 番 5
- 2 指定の目的 土砂の流出の防備
- 3 指定施業要件
 - (1) 立木の伐採の方法
 - ア 主伐は、択伐による。
 - イ 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - ウ 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - (2) 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
 （「次のとおり」は、省略し、その関係書類を熊本県農林水産部森林局森林保全課及び熊本県天草広域本部天草地域振興局並びに上天草市役所に備え置いて縦覧に供する。）

熊本県告示第 1 1 2 9 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社やつぎ	通所介護事業所 ハッピーやちわ	八代市古閑中町 2 2 6 0 番地 2	平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日	通所介護

熊本県告示第 1 1 3 0 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
株式会社やつぎ	通所介護事業所 ハッピーやちわ	八代市古閑中町 2 2 6 0 番地 2	平成 2 5 年 1 2 月 2 5 日	介護予防通所 介護

熊本県告示第 1 1 3 1 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 4 1 条第 1 項本文の規定により指定居宅サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 7 8 条の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人治誠会	デイサービスセンターいろり庵	阿蘇市一の宮町坂梨字八千場 2 3 6 5 番 1	平成 2 5 年 1 2 月 1 5 日	通所介護

熊本県告示第 1 1 3 2 号

介護保険法（平成 9 年法律第 1 2 3 号）第 5 3 条第 1 項本文の規定により指定介護予防サービス事業者として次のとおり指定したので、同法第 1 1 5 条の 1 0 の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	指定年月日	サービスの種類
社会福祉法人治誠会	デイサービスセンターいろり庵	阿蘇市一の宮町坂梨字八千場 2 3 6 5 番 1	平成 2 5 年 1 2 月 1 5 日	介護予防通所介護

熊本県告示第 1 1 3 3 号

熊本県少年保護育成条例（昭和 4 6 年熊本県条例第 3 0 号）第 7 条第 1 項の規定により少年に有害な興行として平成 2 5 年 1 2 月 1 1 日次のように指定したので、同条第 2 項の規定により公示する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

種 別	題 名	指 定 理 由
有害指定映画	奴隷市（新東宝） 若妻淫熟 ダブル性感帯（新東宝） 熟女ドスケベ不倫（オーピー） 淫行フェチ 変態うねり尻（オーピー） 巨乳天国 ゆれ揉みソープ（オーピー）	著しく性的感情を刺激し、少年の健全な育成を阻害するおそれがある。

公 告

熊本県公告第 6 8 2 号

大規模小売店舗立地法（平成 1 0 年法律第 9 1 号）第 5 条第 1 項の規定による届出について、同法第 8 条第 1 項の規定により八代市から意見を聴取したので、同条第 3 項の規定により次のとおりその概要を公告し、当該意見書を縦覧に供する。

平成 2 5 年 1 2 月 2 0 日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫

- 大規模小売店舗の名称及び所在地
ホームプラザナフコ南八代店
八代市平山新町字北割 5 8 4 4 番ほか
- 八代市から聴取した意見の概要
 - 交通に関する事項
 - 当該店舗出店予定地の南九州西回り自動車道を挟んだ道向かいには、パチンコ店が立地している。当該店舗の出店に伴い、パチンコ店の顧客に加え当該店舗の顧客が加わるため、歩行者、自転車等の増加が見込まれる。また、市道平山新町日奈久平成町線及び平山新町日奈久大坪町線は交通量が多く、県道 4 2 号（主要地方道八代鏡線）との交差点は事故多発地点であるため、看板や公告チラシ等を用いて交通安全を啓発をする必要がある。
 - 当該店舗出店予定地の東側に所在する南九州西回り自動車道高架下にはゲートポール場があり、当該店舗の出店に伴いその利用者を巻き込む交通事故が想定されるため、来客者に対する注意喚起の看板等の設置が必要である。
 - 街並みづくり等への配慮等
当該店舗出店予定地周辺は農地である。夜間まで営業が行われた場合は光害等による稲等への生育阻害が想定されるため、必要のない照明を消灯する等積極的な対策が必要である。
- 意見書の縦覧場所及び縦覧期間

熊本県商工観光労働部商工労働局商工振興金融課及び熊本県県南広域本部八代地域振興局総務振興課
平成25年12月20日から平成26年1月20日まで

熊本県公告第683号

国土調査法（昭和26年法律第180号）第19条第2項の規定により次のとおり国土調査の成果を認証したので、同条第4項の規定により公告する。

平成25年12月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

調査を行った者の名称	調査を行った時期	調査を行った地域	成果の名称	認証年月日
熊本市	平成23年度から平成24年度まで	植木町色出の一部	地籍図及び地籍簿	平成25年12月11日
山都町	平成24年度から平成25年度まで	藤木、勢井及び南田の全部	地籍図及び地籍簿	平成25年12月11日
八代市	平成22年度から平成24年度まで	東陽町河俣の一部	地籍図及び地籍簿	平成25年12月11日
芦北町	平成22年度から平成24年度まで	大字黒岩及び上原の全部	地籍図及び地籍簿	平成25年12月11日

熊本県公告第684号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により山鹿市長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年12月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（都市基準点の測量）	平成25年12月9日から平成26年2月28日まで	山鹿市久原及び平山地域

熊本県公告第685号

測量法（昭和24年法律第188号）第39条において準用する同法第14条第1項の規定により国土交通省九州地方整備局八代河川国道事務所長から次のとおり公共測量を実施する旨の通知があったので、同法第39条において準用する同法第14条第3項の規定により公告する。

平成25年12月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

作業種類	作業期間	作業地域
公共測量（基準点測量）	平成25年12月9日から平成26年2月10日まで	人吉市の一部

熊本県公告第686号

特定調達契約につき、随意契約の相手方を決定したので、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号。以下「特例政令」という。）第11条及び熊本県物品等又は特定役務の調達手続に関する規則（平成7年熊本県規則第51号）第11条の規定により、次のとおり公告する。

平成25年12月20日

熊本県知事 蒲島郁夫

- 1 随意契約に係る特定役務の名称
平成25年度「首都圏における“赤”の統一ブランドイメージの発信」業務
- 2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地
熊本県知事公室広報課企画・広報班
熊本市中央区水前寺六丁目18番1号
- 3 随意契約の相手方を決定した日
平成25年10月11日
- 4 随意契約の相手方の名称及び住所
株式会社電通九州熊本支社
熊本市中央区花畑町10番34号

- 5 随意契約に係る契約金額
31,970,000円
- 6 契約の相手方を決定した手続
企画提案による随意契約
- 7 随意契約の理由
特例政令第10条第1項第1号に該当するため。

熊本県公告第687号

都市計画法（昭和43年法律第100号）第20条第1項の規定により菊陽町から熊本
都市計画地区計画（部田地区計画）の決定に係る図書の写しの送付を受けたので、同条第
2項の規定により熊本県土木部道路都市局都市計画課において公衆の縦覧に供する。
平成25年12月20日

熊本県知事 蒲 島 郁 夫